

保護者様

徳島県立鳴門高等学校長

学校感染症による出席停止について

学校感染症に罹患した場合は、学校保健安全法第19条の規定により出席停止の措置をとることになっています。出席停止措置をとるためには、保護者による届出書の提出が必要となります。

インフルエンザや新型コロナウイルス感染症に罹った場合は、登校再開後速やかに、次の「出席停止届」に必要事項をご記入いただき、必要書類を添付し学校へ提出してください。医療機関での診断書等の取得は必要ありません。なお出席停止期間は欠席の扱いにはなりません。

- ※ 必要書類・・・インフルエンザや新型コロナウイルス感染症に罹患したことが確認できるもの
(お子様の氏名と日付が記載されているもの、コピー可)
(例) 診療明細書、処方薬の袋、薬剤処方箋、抗原抗体検査結果 等
- ※ 登校再開後1週間以内に担任へ提出してください。
- ※ 添付書類について、確認が難しい場合は必要に応じて医療機関での証明を求める場合があります。
- ※ 出席停止期間
(インフルエンザ) 発症後5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまで
(新型コロナウイルス感染症) 発症後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで

出席停止届

(インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症)

徳島県立鳴門高等学校長 殿

年 組 氏名

1 診断を受けた日 令和 年 月 日

※自己検査の場合は結果が判明した日を記入してください。

(医療機関名)

2 欠席した期間 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

上記の期間、次の理由により欠席しました。

理由 () インフルエンザ ※該当する項目に○をしてください。
() 新型コロナウイルス感染症

令和 年 月 日

保護者氏名 (自署)